

西諸地域医療構想調整会議 公立病院部会運営要領

令和元年9月25日
西諸地域医療構想調整会議

(目的)

第1条 この要領は、西諸地域医療構想調整会議（以下「調整会議」という。）運営要綱第8条の規定に基づき設置する公立病院部会（以下「部会」という。）の運営に関し、必要な事項を定める。

(組織)

第2条 部会は、部会長及び委員（以下「部会員」という。）をもって組織し、別表1に掲げる職にある者をもって充てる。

(会議)

第3条 部会は、宮崎県小林保健所長（以下「所長」という。）が部会員を招集して開催する。

2 部会の議事は、非公開とする。

3 部会員から部会開催の要請があったとき、所長は部会の開催に務めなければならない。

4 部会は、必要があると認めるときは、専門的知識を有するアドバイザーの招聘を行うことができる。

(協議事項等)

第4条 部会は、西諸地域医療構想区域内における次の事項について協議を行う。

(1) 公立病院の役割分担及び機能再編等に係る協議・調整に関すること。

(2) その他必要と認められる事項の調査・分析・検討等に関すること。

(部会長)

第5条 部会に部会長を置く。

2 部会長は、西諸医師会長をもって充てる。

3 部会長は、部会の議事を主宰する。

4 部会長に事故があるとき、又は部会長が欠けたときは、あらかじめ部会長が指名した委員が、その職務を行う。

(ワーキンググループ)

第6条 部会の協議事項等について具体的に調査・検討するため、部会の下にワーキンググループ（以下「WG」という。）を置く。

2 WGのメンバーは、別表2に掲げる職にある者をもって充てる。

3 WGに座長を置き、メンバーの中から部会長が指名する。

4 WGの会議は、所長がメンバーを招集して開催し、座長が議長となる。

(庶務)

第7条 部会及びWGの庶務は、宮崎県小林保健所において処理する。

(委任)

第8条 この要領に定めるもののほか、部会の運営に関し必要な事項は、部会長が別に定める。

附 則
この要領は、令和元年 9 月 2 5 日から施行する。

附 則
この要領は、令和 5 年 7 月 6 日から施行する。

別表 1（第 2 条関係）

部 会 員
西諸医師会長
小林市副市長
えびの市副市長
高原町副町長
小林市立病院病院管理者
えびの市立病院院長
国民健康保険高原病院院長

別表 2（第 6 条関係）

メンバー
西諸医師会事務局長
小林市立病院事務部長
小林市健康福祉部地域医療対策監
小林市財政課長
えびの市立病院事務長
えびの市健康保険課長
えびの市財政課長
国民健康保険高原病院事務長
高原町健康課長
高原町総務課長